

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 年 賀

### 水仙が可憐に咲く

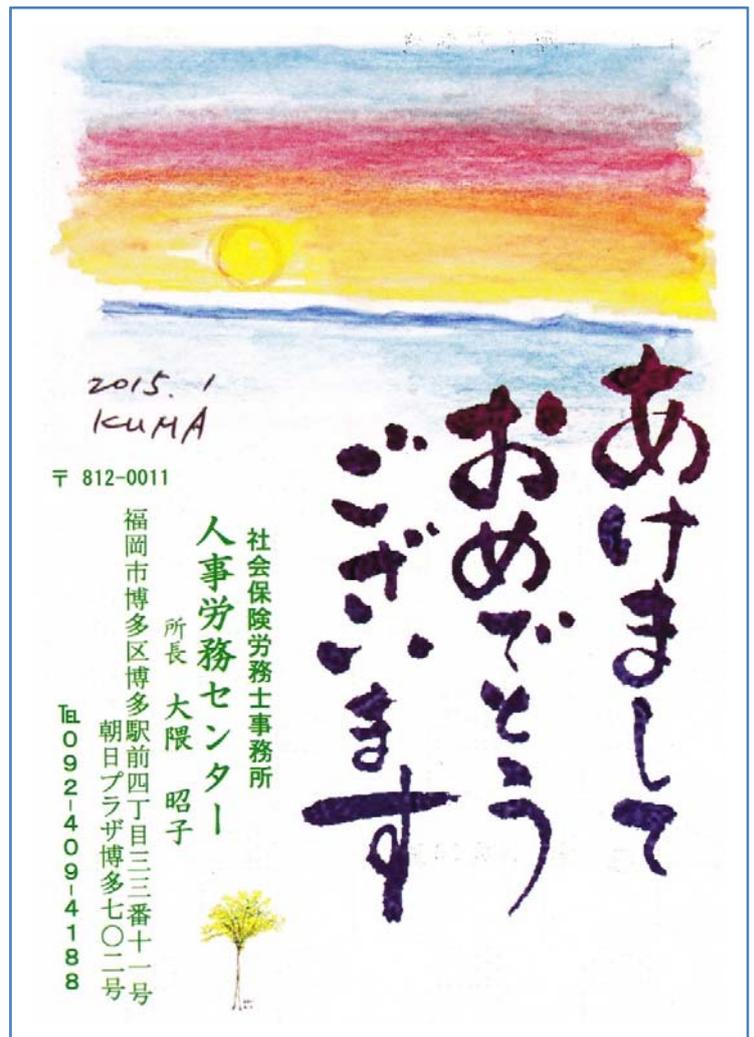


其のほひ 桃より白し 水仙花  
 松尾 芭蕉

水仙は、この寒空に、可憐に咲く花で、好きな方も多いと思います。

「水仙」という漢名は、中国の古典の「仙人は、天にあるを天仙、地にあるを地仙、水にあるを水仙という」に由来し、水辺で咲く姿を仙人にたとえたものと考えられます。

花言葉の由来は、ギリシャ神話の復讐の女神ネメシスの呪いによって、水に映る自分の美貌に恋をした美少年ナルキッソスが、水辺であたかも自分の姿を覗き込むかのように咲くといわれ、そこから、「うぬぼれ」「自己愛」「エゴイズム」などとされています。



2015.1  
 KUMA

〒812-0011

社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 所長 大隈 昭子  
 福岡市博多区博多駅前四丁目三三番十一号  
 朝日プラザ博多七〇二号  
 TEL 092-409-4188



## ご当地グルメ「とりに丼」

鳥栖市のご当地グルメに「とりに丼（とりこどん）」があります。

ふっくらとした卵でくるんだチャーハンが、なかなかの絶品です。



お店ごとのオリジナルで、楽しめます。

社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 ホームページURL  
<http://roumu.b-souken.com>



# 山下 清 展

長崎県壱岐市の一支国博物館



正月に帰省した折、「山下清展」が一支国博物館で開かれていると聞き、出かけた。

この「山下清展」で、これまでの山下清画伯に対して、間違った認識を持っていたことに大きな衝撃を受けた。

絵の一枚一枚に、ほのぼのとした温かさと、正確な描写を目の当たりにして、釘付けになってしまった。

テレビドラマの影響なのだろう「放浪の画家山下清」というよりも「裸の大将」としてのイメージを持っていたからだ。

有名な貼り絵は、もちろんのこと水彩画や油彩画の色合いに魅せられ、マジックペンで描かれた日本の風景は情感が溢れていて素晴らしかった。

山下清展は、一支国博物館で2月15日まで開催中。

## 『あいうべ体操』

### インフルエンザ予防に効果

～みらいクリニックホームページより～

福岡市博多区にある「みらいクリニック」の院長である今井一彰先生が考案された「あいうべ体操」がインフルエンザ予防に効果があると関心を集めています。

福岡県春日市の須玖小学校では、「あ

いうべ体操」を始めてから、インフルエンザにかかる割合が4分の1に減少しているそうです。

この体操を考案された今井先生によると、冬は特に口の中が乾燥し風邪ウイルスなどに感染しやすくなりますが、あいうべ体操をすると口の周りの筋肉が鍛えられるので、だんだんと口呼吸をしなくなり鼻呼吸にシフトできるため風邪予防につながるということです。

今井先生は「唾液の中には体の中のばい菌を殺してくれる様々な免疫物質が含まれているから風邪予防につながるんだと思います。『あいうべ体操』は口の体操なんですけど、口を閉じて鼻で息をすることでクリーンな空気を取り入れることができます。」そして、「これは、治療費が0です。」と。

「みらいクリニック」のホームページでは、今井先生自身が「あいうべ体操」のやり方について直接、解説をされています。



私の顔で恥ずかしいのですが、「あいうべ体操」をやってみました。写真は小さくしました（汗）。人目に付かないところで大きさにやると効果抜群です。

## あとがき

今年も、皆さんのお役にたてるように、丁寧で迅速な対応のために、いっそう努力くします。

本年もご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

感想やご意見をお寄せください



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 飛梅開花！



大宰府天満宮

### 仕事と子育ての両立支援と 育児休業制度

私は、20歳で就職し60歳の定年を迎えるまでの40年間、保育や福祉の分野で働き続けることができた。

初めての職場が保育園だったことも幸いしているのかもしれない。保育園で働いていたとき、子どもたちの成長に日々感動し仕事に生きがいを感じていた。

結婚し、子どもが生まれてからも、働き続けることと子育ての両立は、実に多くの人たちからの学びと支えによってこそ、成り立ってきたと感謝している。

定年後の今、これまでの恩返しのつもりで、社会保険労務士としての業務に取り組んでいる。

特に、仕事と子育ての両立支援をキーワードに、いろんな事業所を訪問しながら、制度の有効活用を呼び掛けている。

私の現役時代には、なかった制度である

「育児介護休業や短時間勤務制度」「看護休暇や介護休暇制度」などがある。

さらに、育児介護休業制度を利用する労働者に対する休業中の給与保障（育児介護休業給）や育児休業中の社会保険料は、労使とも免除されるようになり、昨年4月からは、産前産後休暇中も免除される。

しかも、これらの制度を活用した事業所には助成金の制度も設けられている。

ところが、昨年12月こうした制度に水をさすような厚生労働省の調査結果が発表された。

それは、「平成24年地域児童福祉事業等調査の結果」である。

この調査結果では、保育所への待機児童問題が深刻で、育児休業を早めに切り上げるを得ない実態が示されている。

認可保育所を利用している児童のうち、「希望する時期までに入所できた」のは、86.4%（平成21年は、88.2%）と1.8ポイント減少した。

このうち「希望する時期より早めた」のは、4.1%（平成21年は、3.5%）で、0.6ポイント増加している。

その理由として「育児休業中であつたが、その時期でないと保育所入所が困難になりそうであつたため、育児休業を切り上げた」との回答が最も多く50.9%（平成21年は、37.6%）となっており、前回比で13.3ポイントも増加していることだ。

育児休業の取組を推進するだけでは、仕事と子育ての両立支援策にはつながらない

という実態に、かつて先輩方が「ポストの数ほど保育所を」と女性が働き続けるために取り組まれたとの話を思い出した。



## 雇用保険再就職手当

### Q&A

Q：雇用保険の再就職手当は、どんな場合に支給されますか？

A：雇用保険の被保険者が失業したあとに、ハローワークに行き雇用保険の受給資格の決定を受けた後、早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給されます。

Q：他に要件は、ありますか？

A：再就職手当の受給要件としては、次の要件などがあります。

- ①受給資格の決定後、7日間の待期間満了後に就職、又は事業を開始したこと。
- ②就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
- ③離職した前の事業所に再び就職したものでないこと。
- ④離職理由により給付制限がある方は、求職の申し込みをしてから、待期間満了後の1カ月の期間は、ハローワーク等の紹介によって就職したものであること
- ⑤1年を超えて勤務することが確実であること、原則として雇用保険の被保険者になっていること。

\*この他にも、いくつか要件がありますので、詳細はお尋ね下さい。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## “知っておきたい、働くときの基礎知識” -就業前労働講座-

今春から社会人1年生となる高校生を対象にした

「就業前労働講座」で、福岡県内の2つの高校を訪問しました。



テーマは、“知っておきたい、働くときの基礎知識”～社会に出る君たちへ～。労働時間や休暇、休日、そして賃金のこと、働く人も会社も守らなければならないルールや、安心して働き続けるための制度などを、私自身の経験を交えて紹介しました。

社会へ飛び立つ皆さんが、「ひとりの人間として活躍されること、いつまでもいきいきと働き続けられることを願っている」とエールを送りました。

私自身も若い皆さん達から元気をもらいました。

### あとがき



久留米駅で、JR九州のクルーズトレイン「ななつ星」に出会いました。

一瞬のことで、走り去る豪華車両をカメラに収め見送るだけでした。JR九州は「新たな人生に巡り逢う、旅」と銘打って一昨年から売り出し中。すでに、今年の9月までは満席だそうです。1泊2日で、2人部屋でおひとり様が15万円～22万円とお値段も超豪華なのです。

どんな人が利用されているのか。私もいつか乗車できるのかなぁ?!・・・。

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 子どもたちの連句に感動 — 華の会2月例会 —

「みあげれば、がれきの上にこいのぼり」  
 「未来への川 登り続ける」  
 「いつだって 道のたんぽぽ 負けてない」  
 「こうでありたい 私も町も」



3月11日は、東日本大震災から4年目を迎えました。

華の会2月例会は、東日本大震災の被災地を訪問された社会保険労務士の中島一平先生から被災地の状況についてのお話をお聴きする機会でした。

特に、震災後の子ども達と全国の子どもたちのふれあい“連句”については、感動的でした。

この“連句”は、被災地の中学生に今の気持ちを発句にしてもらい、全国の中学生から連句が返されるというもの。この交流が子どもたちの支えになっていることを初めて知り、苦難を乗り越えようとする子どもたちの、けなげな姿に励まされました。

同時に、遅々として進まない復興には、はがゆい思いがこみ上げてきました。

## 「障害が無い市民との平等」 をめざそう

きょうされん九州ブロック学習交流会



第19回きょうされん九州ブロックの集会在北九州市で開催されました。

“きょうされん”は、その前身は1977年に結成された障害者共同作業所の連絡会組織で、これまで、障がい者福祉の向上に取り組まれています。

今回は、九州全域から参加された学習交流集会。事務職の皆さんの分科会で、働きやすい職場づくり、就業規則、社会保険労務士の仕事等についてのお話をさせていただきました。

質疑では「年次有給休暇の繰越の問題」や「扶養手当の考え方と支給基準」など、積極的な質問を受けました。

また、各種助成金の活用事例の紹介は、事業所も働く職員にもメリットのある制度として、大変興味を持っていただいたように感じました。



### 草木瓜満開

庭の草ボケが、近年では一番の満開です。

幹にびっしりと花をつけて咲き誇っています。

草ボケは、ボケの近似種で、枝にとげがあるほうが草ボケ。とげが目立たないほうがボケだそうです。

## 「無期転換ルールの特例」

## Q&amp;A

Q：平成27年4月  
1日より、定年に達  
した後、引き続いて

雇用される“有期雇用労働者についての特例措置”が出来ると聞きましたがどんなことですか？

A：通常は、同一の使用主との有期労働契約が通算5年を超えて反復して更新された場合に無期転換申込権（雇用期間の定めがない雇用とする契約）が発生しますが、都道府県労働局長の認定を受けた場合には、特例が認められ無期転換申込権（同）が発生しないこととなります。

Q：事業主が、認定を受けるための条件は、どのような内容ですか？

A：特例の適用を受けるためには、適切な雇用管理に関する計画の認定申請が必要です。また、申請書の作成にあたっては、関係する労働者の理解と協力を得るよう努めることが求められています。

尚、特例の対象は、定年まで無期雇用だった労働者で、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）です。

※これは、有期雇用特別措置法といいますが、定年後の継続雇用の高齢者と専門的知識等を有する有期雇用労働者についての特例となっています。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
092-409-4188 FAX092-409-4187  
Eメール：

## 雨の島原城



島原市の特別養護老人ホームTの新入職員研修の後、島原城を訪ねました。

天守閣まで上りましたが、島原市内は、あいにくの雨にけむっていました。

降りてくると、元気のいい女性の武将と一緒に写真におさまってくれました。

## あとかき



我が家では、今「オイルスフライヤー」料理にはまっています。この調理器は、油を使わずにエビフライやコロッケやとんかつなどが作れるという優れたもの。健康のために余計な脂

分の摂取を控えることが出来ること。天ぷら油などの処理やガスレンジの汚れが軽減されるなどの特典がありますよ。



ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## ツルバラがきれいです。



生垣のツルバラが開花し、きれいです。  
淡い黄色の小さな花が開花しました。  
数年前に一株求めたものから、ラティス  
いっぱいになり、一面に花をつけ、いっ  
せいに開花しました。

=====

## 「障害についての理解」 “深めよう”と研修会

「障害の有無、障害の種別に関わらず、  
お互いが一緒に過ごしやすい環境作りを  
していくために、障害についての理解を深め  
ていきましょう。」

障がい者の支援をおこなっているNPO  
法人H事業所の研修会に参加しました。

講師は、精神保健福祉士、心理相談員の  
中山かおり先生。クリニックや企業内など  
での豊富な相談事例を紹介しながらのお話  
に、ぐいぐい引き込まれました。

特に「障害のある方は、一人の人間、一  
人の生活者である」こと「差別しないこと  
は、配慮しないことではない、配慮は必要  
です」との基本的なお話や、「支援の必要  
性を考える際に『“えっ？”とを感じる感性  
』が大事です」とのお話など、障害とは何  
か、どういう支援が必要かなどを考えるた  
めの具体的なお話でした。

さらに、「それぞれの支援事業所は、それ  
ぞれの役割があり、自分のところ(事業所)  
だけで抱えこまないこと。解決できない時  
は、病院や専門機関につなぐことも大切」  
など、支援の在り方についてもお話があり、  
実際の支援の現状に合ったお話でした。

また、支援する際「一緒に過ごし、支援  
している職員自身が傷つくことがある。そ  
の傷ついている職員のケアが大事」とのお  
話は、実際に従事している職員のみなさん  
の共感を呼び、対策の必要性が認識された  
ようです。

障害について、いろいろなことを学べた  
研修会でした。



\*\*\*\*\*

## 雷山”咲く

鉢植えの蘭“雷山”が  
開花しました。

この蘭は、2005年  
3月の福岡県西方沖地震の前日に、福岡ド  
ームで行われた「蘭の花展」で求めたもの。  
次の日の地震には大変驚かされました。  
この10年間、毎年開花します。

## 業務改善助成金

事業場の最も低い賃金（時間給換算800円未満）を、40円以上引き上げることを目指す中小企業事業者に対して、賃金引き上げのための業務改善を支援する助成金。

### 対象事業主

業務改善計画の認定を受け、時給換算800円未満の賃金を引き上げ、そのために業務用機器の購入や店舗の改装などを行う中小企業の事業主。 など

### 支給条件

- 6か月以上在籍している従業員の時給換算800円未満の賃金を40円以上引き上げること
- 労働保険に加入していること
- 残業代をきちんと支給していること
- 過去6か月間に事業主の都合による解雇等がないこと など

### 助成内容

業務改善のための費用

- 30人以下は75%、31人以上は50%の助成金 最大100万円(賃上げの幅によっては130~150万円)
- 業務用の機器、機材、ホームページの作成費、店舗改装費用 など

\*ちょっと複雑な手続きです。詳細はおたずね下さい。



「マイナンバー制度」が始まり、10月から郵送されます。

マイナンバー制度は、国が定めた制度で、社会保障、税、災害対策の行政手続きを効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とされています。(平成25年法律第27号)。

国民一人一人に番号(12桁)を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する情報

を一つの番号で管理する共通番号制度のことです。

今年の10月から、国民への郵送が開始され、来年1月から段階的に制度がスタートします。

まだまだ、国民に浸透していない中で、3月より政府広報も始まりました。



## しゃき しゃき サラダ



今が旬の新玉ねぎを使った「しゃきしゃきサラダ」にはまっています。

薄切りにした玉ねぎと人参の千切りと胡瓜、ハムやマカロニを加えて少なめのマヨネーズで和えれば出来上がり。シャキッとされていて最高に美味しいです。

時には、ゆで卵やセロリーを加えると少し違ったおいしさが味わえ、毎日でも、飽きが来ない一品です。

## あとがき

3月号に沢山の方から感想を寄せて頂きました。ノンフライヤーは、良さそうですね。



また、以前に紹介した「あいうべ体操」を毎日欠かさずやっています。などなど楽しく読んで頂き有難いと思います。継続する為の大きな支えです。ありがとう。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

スタ  
コラ

## 熱帯魚派?!

大隈 昭子

今、巷では「あなたは猫派?それとも犬派?」と、ペットを可愛がる人たちの間で挨拶代わりに会話が使われていると聞いたことがあります。

我が家は、猫派でも犬派でもなく、熱帯魚を可愛がっています。

このところ、私の日課は、熱帯魚への餌やりから始まります。

カーテンを開け、水槽のライトを点けると、熱帯魚がいっせいに水面に群がり、餌を求めてきます。

この小さな魚たちの動きがとても愛らしく癒されています。



ある日この水槽にちょっとした変化を発見して、感激。小さなちいさな稚魚2匹が泳いで

いるではありませんか。

初めは、餌か苔が浮遊しているのかと間違えるほどの2~3ミリの稚魚が、水藻から出たり入ったりして泳いでいるのです。

それが、日に日に成長して3カ月経った今では3センチ程の大きさになりました。

この稚魚の誕生は、この後も1週間から

## 川渡しの鯉のぼり

発祥の地・高知県四万十町



永年の友人と一緒に四国旅行。高知県在住の友人宅を拠点に、しっかり楽しんだ。

この日は、鯉のぼりの川渡し発祥の地と言われる四万十町で、青空に泳ぐ鯉のぼりと一緒に記念写真。鯉のぼりは、はるか彼方の山の頂上から、川を渡ってこちらまで、何匹(?)の「鯉のぼりか数えることができなかった。



10日おきに3回続き、合計13匹の稚魚が生まれました。

最初の2匹の稚魚(グッピー)の時と、2回目の稚魚1匹(レッドプラティ)の時は、数が少ないので、元気に泳ぐ姿をすぐに確認することができました。

3回目は当初、何匹が孵化したのか確認するのが至難の業でした。

1匹、2匹、3匹・・・と確認するのですが、この稚魚が、藻に隠れ、泳ぎ回り、何匹いるのか確認できません。

この10匹のレッドプラティも、現在は、2センチ弱に成長し、元気に水槽の中を泳ぎまわっています。

わずか、2~3ミリの稚魚が日に日に大きくなって泳ぎ回る姿はすごく可愛らしく癒されます。

朝の忙しい時間帯、10分から20分水槽の前から離れられないこともあります。



## キャリアアップ 助成金

平成27年4月10日から支給要件が一部変更となりました。

**正規雇用等転換コース**について紹介します。

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者を、正規雇用への転換した事業主に対して助成される制度です。

### (1) 正規雇用等転換コース

有期契約労働者等の正規雇用等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行なった事業主に対して助成されます。

☆正規雇用労働者について、「派遣労働者として雇用されている者でないこと」が追加されました。

☆キャリアアップ管理者を「適用事業所ごとに配置すること」が追加されました。

#### 【 助 成 金 額 】

\*注 ( ) 内は、大企業の金額

①有期労働から正規雇用への転換等

1人につき **50万円** (40万円)

②有期労働から無期雇用への転換等

1人につき **20万円** (15万円)

③無期労働から正規雇用への転換等

1人につき **30万円** (25万円)

\*1年度1事業所あたり **15人** (10人) まで

・対象労働者が、母子家庭の母等または父子家庭の父の場合等は、加算あり

#### 【 対象となる労働者 】

- ・6か月以上の有期契約労働者等
- ・正規雇用労働者として雇用することを前提として雇入れられた労働者でないこと
- ・過去3年以内に、当該事業主の事業所に正規雇用されたことがない者。

☆対象労働者の要件として、支給申請日に離職(自己都合退職や天災による解雇・懲戒解雇は除く)していないことが追加されました。

#### 【 対象事業主の主な要件 】

- ・有期契約労働者、派遣労働者等を一定期間雇用

していること

- ・キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定を受けていること
- ・キャリアアップ計画に基づき、正規雇用等への転換等を実施すること
- ・正規雇用にした後、6か月以上継続雇用し、その間の賃金を支給していること

☆転換又は直接雇用した日以降の期間について雇用保険被保険者として適用していることが追加されました。

注) このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



## あとかき

4月から5月は、仕事もプライベートも多忙を極めました。長男の引っ越し後の世話や可愛い孫たちとの再会、老岐の実家にも帰省し、母や兄弟姉妹そして従妹との交流もあり充実感を味わった。四国高知での旧友たちとの交流は、同じ時間と空間を共有するだけで、満ち足りた日々を過ごすことが出来、英気を養うことが出来ました。



感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 紫陽花の季節



庭の紫陽花が、咲き誇っています。

この、梅雨空に映えるあじさいには、いろいろな花言葉があります。

“元気な女性” “辛抱強い愛情” “一家団欒” “家族の結びつき”



## 助成金活用サポート

13事業所 3,200万円

開業以来、事業者の働きやすい環境づくりへの熱意に応え、労働者が希望をもって働きつづけるためのお手伝いであるとの想いで、各種の助成金活用サポート業務を行ってきました。

この4年間に関わらせていただいた事業所は、13事業所23件で、総額3,200万円の助成金活用をサポートすることができました。

具体的には、“子育てと仕事の”「両立支

援助成金」。女性も男性も子育てや家族の介護を平等に担い、社会の一員として貢献できる環境づくりのためのサポートです。

“仕事の効率化”を図る「業務改善助成金」では、業務の効率化を図るパソコンシステムの構築や介護施設における送迎車両の購入で労働者の負担軽減と事業者への財政負担の軽減のためのサポートなどです。

「職場意識改善助成金」では、残業時間の軽減と年次有給休暇の取得率の向上が図られたこと、キャリアアップ助成金や特定求職者雇用開発助成金では、有期契約労働者等の雇用の安定化や正規職員化の推進などができました。



## 労働保険・社会保険 算定基礎届の時期です。

各事業所には、労働保険料と社会保険料の年度更新手続き書類が到着していることと思います。

労働保険の更新手続きは、6月1日から7月10日までに提出が求められています。

一方、社会保険の年度更新手続きは、7月1日から7月10日までに、被保険者一人ひとりの報酬月額と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように毎年1回



庭の夏水仙が毎年開花。  
今年は、もう開花した。

標準報酬月額を決めなおすための手続きが義務つけられています。

労働保険・社会保険の年度更新業務を代行しています。お気軽にご相談ください。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## パート労働者や期間雇用労働者の育児休業

### Q&A

Q：パート労働者ですが、子どもが1歳になるまで、育児休業がとれて、育児休業給付金も支給されると聞きましたが本当ですか？

A：育児休業は取得できます。

育児休業給付金の受給要件には、①1歳未満の子を養育するために「育児休業」を取得した雇用保険の被保険者が、職場復帰を前提に育児休業を取得するものであること②休業を開始した日の前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が、通算して12か月以上あることとなっています。

Q：期間の定めのある「期間雇用労働者」も受給できますか？

A：期間雇用の方は、上記の要件に加えて①同じ事業主の下で、1年以上雇用が継続していること②育児休業の対象である子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあることなどの条件があります。

Q：休業給付金は、いくらですか？

A：休業に入られる前の賃金日額の3分の2（約67%）が、休業開始時から、支給されます。

\*育児・介護休業規程は、事業所毎に決められていますので、上記の内容を超えて規定されている場合もあります。ご不明な点などは、お気軽におたずね下さい。

感想やご意見をお寄せください



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
092-409-4188 FAX092-409-4187  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

### 法改正情報

パート労働法が改正されました。

（平成27年4月施行）

#### 改正の要点

①正社員と差別的な取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が拡大され、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも職務の内容や人材活用のしくみが正社員と同じであれば、賃金や教育訓練、福利厚生等のすべての待遇について正社員との差別的な取扱いが禁止されました。

②正社員とパートタイム労働者の待遇に相違がある場合、その相違は職務の内容や人材活用のしくみ、その他の事情を考慮して不合理と認められるものであってはならないとされました。

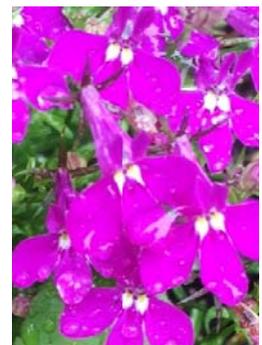
この他、パートタイム労働者の納得性を高める措置や法律の実効性を高めるための措置などが規定されています。

### あとかき

6月といえば“梅雨”！ジメジメして嫌だなーと思う人がいるでしょうね。

でも、わが子が保育園の頃、傘をさして長靴はいて園庭の水溜りに突進し、ばしゃばしゃと時間を忘れて大はしゃぎして遊んでいると、次々に子どもの数が増えて、瞬く間に子どもたちの輪が膨れあがっていたことを思い出して、なんだか楽しくなりました。

♪雨が雨が降っている♪聞いてごらんよ音がする♪ピチピチばしゃばしゃ音がする～♪ 保育園の歌を思い出しました。



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 博多山笠



博多の街に夏がきました。  
 今年の博多山笠は、台風の心配がありましたが、台風もそれて、珍しく雨にもあいませんでした。  
 毎年のことですが、この7月の山笠は、絢爛豪華で、福博の町に14の飾り山が飾

られ、多くの観光客が訪れていました。  
 15日早朝の“追い山”の後、博多の街は一気に夏の様相です。



## 平和の女神 像

北村西望 作

島原市の市街地にかかる橋に「平和の女神」像があります。

この像の作者は、毎年8月9日に平和祈念式典が開催される長崎市の平和公園にある「平和祈念像」の作者である彫刻家・北村西望氏の作品です。

島原市へは、仕事の関係で、何度も訪れていますが、今回、はじめてこの像を見かけ、北村西望氏が、旧南有馬の生まれで、



島原市の名誉市民で、島原城の一角には「北村西望記念館」があることなど、島原とのかかわりを初めて知りました。

今、「子や孫を戦争に行かせるわけにはいきません」、「だれの子どもも殺させない」と全国各地で、そして、国会前で平和な日本のために声を上げる女性の姿とこの「平和の女神」像が重なりました。



## 水田の稲 すくすく



わが家の周りには水田が広がっている。  
 田植えから1カ月。水田の苗はしっかりと広がり、夜になるとカエルの合唱が聞こえてきます。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## 特定就職困難者雇用開発 助成金

### Q&A

Q：高年齢者や母子家庭の母等に対する助成金の支給要件が厳しくなったと聞きましたが、具体的にはどのような内容でしょうか？

A：今回、特に厳しくなったこととして、有期雇用契約において、勤務成績等により契約更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象とはならなくなったことです。

また、有期契約であっても、自動更新できる場合のみが対象です。

これは、この助成金の趣旨が、高年齢者等の不安定な雇用環境の改善の目的を達成するために厳格な基準が設けられたものです。

Q：継続して雇用することが確実であるとは、どんな場合ですか？

A：対象労働者を雇用保険の一般被保険者として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、2年以上継続して雇用することが確実であることが求められています。

例えば、63歳に達した労働者を雇用した場合は、労働者が希望すれば2年以上の雇用が必要となります。

## おやじバンドの演奏会

7月の日曜日、福岡市東区香椎のライブハウスで開かれた「おやじバンド”ヤジーX”の演奏会に参加した。

バンマスは、ドラマーの慶坊。小学校、中学校の同級生だ。

今回で彼らの演奏を聴くのは3回目。何よりも演奏者が元気で楽しく歌い奏でる姿



がカッコ良い。演奏の合間に飛び出す「おやじギャグ」は、最高！？

ますます意気盛んな老年バンドである。

### あとがき

「元気？忙しんじゃない？」「今度の通信は、貴女らしさがなかったよ、心配して電話したと」

6月号の通信を送ってすぐに、幼馴染のMさんより電話をもらいました。

続けて「ほんわかしたところが、なかったけんね」とのこと。

率直な感想をありがとう。

いよいよ暑い夏。夏バテしないように、我が家の夕食は、日替わりサラダが大活躍。

今回は、冷凍トマトを削ってサラダの上にまぶした夏向きサラダ。口当たりが冷たくて食感がたまらなく美味しいです。

暑い夏を乗り切りましょう。



感想やご意見をお寄せください

### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



平成二十七年長崎平和式典  
 長崎市ホームページより

## 散れば咲き 散れば咲き して 百日紅 一 千代女



百日紅（さるすべり）を俳人・加賀千代女が詠んでいます。

暑い夏の盛りに真っ赤な花を次々につける百日紅の花言葉は「雄弁」。枝先に群り咲き、葉や花の揺れる様が、盛んに話しているようにみえることから、この花言葉がついたともいわれています。



## 8月に想う 大隈昭子

8月は平和を考える月。特に今年は被爆70周年で、マスコミも繰り返し報じています。

夏休みの子どもたちも平和授業に登校する姿を見かけます。

長崎は、私が短大時代を長崎で過ごしたこともあって、9日の長崎市主催の平和式典の様子をテレビで観ました。

田上富久市長は、「長崎平和宣言」で「原子爆弾のすさまじい破壊力を身をもって知った被爆者は、核兵器は存在してはならない、そして二度と戦争をしてはならないと深く、強く、心に刻みました。日本国憲法における平和の理念は、こうしたつらく厳しい経験と戦争の反省の中から、生まれ、戦後、我が国は平和国家としての道を歩んできました。」と述べた上で、「長崎だけでなく、国内とアジアの多くの人々を苦しめた悲惨な戦争の記憶を語り継いでいくことが必要だ」と述べ、そのうえで、「日本国憲法の平和の理念が今揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっている」と指摘し、戦争法案の慎重審議を求めました。

日本原水爆被害者団体協議会の谷口稜暉（たにぐちすみてる）さんは「平和への誓い」で70年前のアメリカの原爆によって、一瞬にして7万余の人々が殺された爆心地の悲惨な状況を述べたうえで、「私はこの70年の間に倒れた多くの仲間の遺志を引き継ぎ、戦争のない、核兵器のない世界の実現のため、生きている限り、戦争と原爆被害の生き証人の一人として、その実相を世界中に語り続けることを、平和を願うすべての皆さんの前で心から誓います。」と訴えられました。

この谷口さんの「平和への誓い」と夏休みに平和授業に登校する子どもたちの姿に、あらためて、二度と戦争を繰り返してはいけない平和な世界を築くために、後世へ語り継ぐことの大切さと責任を感じました。

助成金を活用して雇用環境の改善をはかりませんか？

## キャリアアップ助成金 パート2

通信5月号で、平成27年4月10日から支給要件が一部変更となったキャリアアップ助成金（正規雇用転換コース）を紹介いたしましたが、その続報として派遣労働者を直接雇用した場合の加算額とその要件等について、お知らせいたします。

### (1) 正規雇用等転換コース (派遣労働者編)

有期契約労働者等の正規雇用等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行なった事業主に対して助成されます。

【助成金額】\*注( )内は、大企業の金額

①有期労働から正規雇用への転換等

労働者1人あたり50万円(40万円)

<派遣労働者の加算額は>+30万円

②有期労働から無期雇用への転換等

労働者1人あたり20万円(15万円)

<派遣労働者の加算額は>+30万円

③無期労働から正規雇用への転換等

労働者1人あたり30万円(25万円)

<派遣労働者の加算額は>+30万円

(①~③合わせて1年度1事業所あたり15人までただし、②を実施する場合は10人まで)

\*以上の助成金に次の加算があります。

・対象労働者が、母子家庭の母等または父子家庭の父の場合の加算額は、1人あたり上記①については10万円、②および③については5万円

\*注 加算額は、中小企業・大企業ともに同額

### 【対象となる派遣労働者】

・同一の業務について6カ月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所、その他派遣就業場所において当該同一の業務に

従事している派遣労働者

・尚、労働者派遣の受け入れ期間の終了の日までの間に、派遣先に雇用することを希望する者との間で労働契約を締結するものに限るなどの条件がありますので、詳細はお尋ね下さい。

注) このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## あとかき

友人の結婚式に出席しました。両家のご親族のみなさんと多くの友人のみなさんが出席

し、それは、それは、賑やかで心のこもった感動的な結婚式と披露宴でした。

私も、新郎新婦との共通の友人のみなさんと久しぶりに再会し、旧交を温めることもできました。

祝宴の最後に、新郎のお父様はその挨拶で「『人前結婚式』と初めて聞いた時、びっくりしましたが、こうして、集まって下さった皆さんの前で祝福され、誓い合うことほど素晴らしい事はない。ありがとうございました。」と述べられましたことが、すべてを物語る祝宴でした。

若いお二人の末永いお幸せをお祈りいたします。



感想やご意見をお寄せください



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 棚田フェスティバル 小城市岩蔵江里山地区



「小城市の棚田フェスティバルがあるけん出てこんですか。」「江里山蕎麦の会が地元で収穫した蕎麦も打って出します」——お誘いをうけて、9月下旬の休日に出かけました。

実りの秋を迎えて稲穂は色付き、棚田の畔は一面の彼岸花が咲き誇り、山間の集落には、その秋の風情を楽しむ大勢の方が訪れていました。

このフェスティバルでは、「案山子コンテスト」の表彰式もあり、世相を反映した案山子など表彰された作品が展示されていました。



もちろん、その日の早朝から打ったという香り高い新そば10割の“ぶっかけ蕎麦”は、おいしくいただきました。

## 改正労働者派遣法の問題点 第189通常国会・自公など賛成で成立

今国会で採択された「労働者派遣法の改正」は、いくつかの問題点を含んでいます。

もともと、派遣労働のような間接的な雇用形態は、中間搾取や使い捨てなどの苦い経験から、「職業安定法」によって厳格に禁止されていました。

そのため、1985年に労働者派遣法が成立した当初は、労働者に不利益が生じないように、専門的で常用代替が生じるおそれのない職種に限定されていました。

その後、規制緩和の流れのなかで、法改正が繰り返され対象業務を原則自由化し、2008年には、派遣労働者は202万人にも達するほど広がりました。

また、これまでは、原則1年、最長3年を超えた派遣労働者が1人でもいたら、その職場で派遣労働者を受け入れることはできない仕組みでした。

ところが、今回の派遣法改正案は、  
①雇用期間の「期間制限」をなくし、派遣労働の受け入れを際限なくできること。  
②雇用安定措置として正社員への道を開くとされていますが、直接雇用される保証はないこと。  
③正社員との「均衡待遇措置」も実効性がないこと。  
などの問題点を含む内容となっています。

これでは、派遣労働者の86%が年収300万円という低賃金の実態是正や、世界で当たり前の正社員との「均衡待遇」の実現にもほど遠い内容となっています。

日本経済新聞社などの事前の調査でも、派遣労働者の68%が「派遣労働者の根本的な地位向上にならない」「派遣労働が固定化する」という理由で反対していました。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## 年次有給休暇を取得した 週の時間外割増賃金計算

### Q&A

Q：1日8時間1週40時間の労働時間となっている事業所ですが、年次有給休暇を取得した際の

割増賃金は、必要ですか？

A：具体的には、どのような場合ですか？

Q：月曜日に有給休暇を取得し、火曜日から土曜日までの5日間を1日8時間働いた場合です。

A：この事例では、有給休暇の月曜日を含めると、1週間に48時間となりますが、有給休暇を取得した8時間については、実労働したわけではありませんので、土曜日に働いた8時間は割増賃金の対象とはなりません。

したがって、この週の賃金は、実労働40時間と有給休暇8時間の合計48時間分相当の賃金を支払えば良く、割増賃金（125%）を支払う義務はありません。

## この夏、壱岐の島へ 気の合う皆さんと

気の合った皆さんとの年1回の懇親旅行が、今年は、私の故郷・壱岐の島に決まり、幹事を引き受けました。

“壱岐の島の魅力”をどうやって伝えるか。どう感じてもらえるか。など事前準備に頭を悩ませ、観光協会からパンフレットを取り寄せ、みなさんに資料として届け、

当日は、博多港から一緒にフェリーに乗り、ワイワイ、がやがやと同年代



10名の楽しい懇親旅行になりました。

「うに井は絶品だった!」「筒城浜は、きれいな砂浜と海でよかった」「“島得通貨”はお得でした」「左京鼻が一番良かった」など、皆さんの感想にちょっとホッとしました。

## あとがき

お便りありがとうございます。Yさんからの感想を紹介します。

「6歳の孫が“しんちゃんの三輪車”の話をしてくれた。真剣に『原子爆弾で焼けただけだれた三輪車だけを残して、しんちゃんの姿はなかった。アメリカと戦争したんやなあ』としみじみした顔で報告してくれました」平和授業の様子が目に浮かびます。

読書の秋になりました。読みたい本や読まねばならない本が沢山あるのに、なぜか読書が進まない今日この頃です。

そんなとき、『本をサクサク読む技術』齋藤孝著（中公新書ラクレ）という本の紹介記事が目にとまりました。

まずは、この本を手に入れて試してみようかなと思っています。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

# 人事労務通信

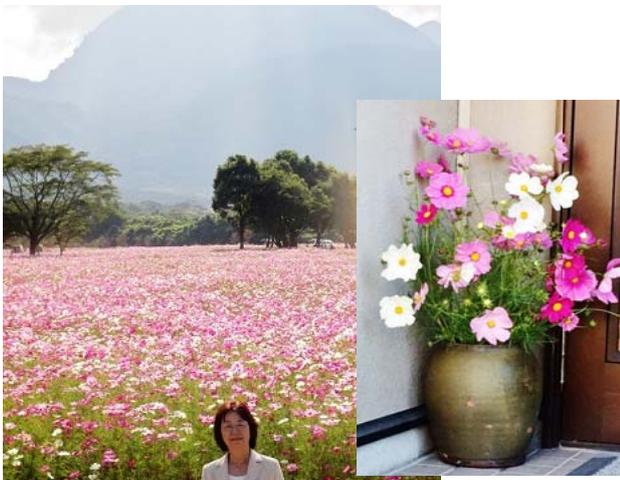


社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 秋桜（コスモス）

### 島原・芝桜公園



島原への仕事の帰りに、島原芝桜公園に立ち寄りました。

この公園は、春には白やピンクの芝桜が満開で賑わうところですが、この日は、秋空に映えるコスモスの花畑が、見事な咲きっぷりで感動しました。

案内係の人が、カートに乗せてくれ咲き誇る秋桜を満喫させていただきました。

売店でコスモスの花束を買って帰り、玄関の前に飾ることが出来ました。大輪のコスモスは、1週間以上鑑賞出来て、癒されました。



## マイナンバー対策は すすんでいますか？

10月5日にマイナンバー法が施行されましたが、国民の不安を利用したの詐欺事

件も報道されています。ある自治体では、本来記載されるはずのない個人番号が、誤って住民票に印字されて発行されるなどの事態も起こっています。

日本国内に住民票を有する人には、12桁の個人番号が、簡易書留で11月中には届く予定です。これを「通知カード」といいます。通知カードには個人番号と氏名、住所、生年月日、性別が印刷されています。また、「個人番号カード」の交付申請書も同封されています。この個人番号カードは、顔写真入りで、本人認証のための電子証明書を記録したICチップを内蔵するそうです。個人番号カードの申請・取得は義務ではなく任意です。

悪戯に怖がることもありませんが、通知カードが届いたら保管場所を決めて管理することをお勧めします。

会社に勤めている人は、源泉徴収票や雇用保険・社会保険の書類に必要なために個人番号の提供を求められますが、一番先に利用が開始されるのは、平成28年1月からの雇用保険関係の手続きです。源泉徴収票は、1年後の平成28年の年末からとなります。しかし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出が1月からとなるために年明けすぐに求められることもあります。

事業所には、個人番号を漏えいしないように、基本方針と取扱い規程を策定し、十分な管理を行なうことが義務付けられています。

また、「個人番号」の提供を求める時には、目的を明確にしなければなりません。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 女性活躍推進法 が成立しました。

-女性の職業生活における  
活躍の推進に関する法律-

自らの意志によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、3つの基本原則を定めています。基本原則には、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮や職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備と両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。などが掲げられており、301人以上の労働者を雇用する事業所は、自社の活躍状況を把握し課題分析をするとともに、行動計画を策定することなどが、義務づけられています。

また、推進法の施行（H28.4）にさきがけて、数値目標を達成した事業所（300人以下の事業所）には助成金も準備されています。

.....★.....★.....★.....★.....

## 女性活躍推進加速化助成金

女性活躍推進法の施行に先がけて、女性の活躍推進に取り組む中小事業主を支援する助成金です。加速化Aコースと加速化Nコースがあります。

自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取り組みを実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金が支給されます。

### (1) 加速化Aコース

ステップ1 一般事業主行動計画を策定します。

ステップ2 「行動計画」について、労働局への届出、労働者への周知、公表や女性の活躍に関する情報公表を行ないません。

ステップ3 数値目標の達成に向けた取組を実施し、取り組み目標を達成する。

☆取組を実施後<加速化Aコース>の支給申請が可能です。（中小企業は30万円が支給されます）

### (2) 加速化Nコース

ステップ4 数値目標を達成し、達成状況をサイトに公表しましょう。

☆数値目標を達成したら、<加速化Nコース>の支給申請が可能です。（すべての企業に30万円が支給されます）

注）このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## あとかき

「あん時は、楽しかったねー」「40年以上もの付き合いだねー」「今も頑張りよるんやね」と時間が経つのを忘れて、話が尽きなかった。

もともと、一人の友人が、定年を迎え郷里に帰るための送別会だったはずが、青春時代を一緒にあそび、働き、過ごした友人たちとの同窓会となった。

土曜日の夕方18時からだったが、帰りの電車は23時を回っていた。

最後は、郷里に帰る友人の業績を称え、別れを惜しみながらも、「またきっと会えるよね」と本当に楽しかった。みんな、また集まろうね。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## ブーゲンビリア が咲きました。



5年ほど前に、ブーゲンビリアの小さな苗木を買ってきました。

それは、小さな植木鉢でしたが濃いピンクの花をいくつも付けた可憐な花でした。

大きく育つのを楽しみにしていましたが、ちょうど11月の今頃だったでしょうか、急に寒くなったある朝、朝霜によって枯れてしまったのです。(タベ玄関に入れておけば良かったのに)と悔むばかりでした。

それから、3年ほどして再挑戦するも、水を切らして葉っぱが全部枯れてしまいました。

またダメにしてしまったと落胆。しかし、根気強く育てて今年の春にやっと新芽が付いたのです。

今度こそは、1回目の失敗を繰り返すまいと半月前から部屋の中で育てました。

そして、ついに可憐なブーゲンビリアの花が咲きました。



## マイナンバーセミナー S市医師会でお話し

マイナンバー制度は、「社会保障、税、災害対策の一元的な管理」を目的としたもので、10



月5日から施行されています。

来年1月、マイナンバー制度の運用が開始され「平成28年1月より、雇用保険の手続き」と「税金の支払い調書作成」などにマイナンバーの記載が必要となります。

S医師会主催のセミナーが開かれました。各院所では「マイナンバーの厳格な管理」のために、「特定個人情報基本方針」や「特定個人情報取扱規程」の策定と「就業規則の改訂」が必要となります。

セミナーでは、それぞれの規程の策定ポイントや各職員にマイナンバーの提供を求める際には、利用目的を明らかにしなければならないことなどの留意事項や提供を受けたマイナンバーの管理の方法など、“各院所での準備と対策”や“マイナンバーの収集や管理など準備すべき様式”を示して、話をさせていただきました。

感想やご意見をお寄せください



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
092-409-4188 FAX092-409-4187  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 休職中の社員の社会保険料

### Q&A

Q：休職中で無給になっている社員より、「社会保険料が高くて払えない」といわれましたが、どうすれば良いですか？

したが、どうすれば良いですか？

A：休職期間は、健康保険と厚生年金の資格喪失手続きをとれば、無給期間中の保険料を支払う必要はありません。

Q：休職でも、資格喪失は出来ますか？

A：社会保険は、労働時間と労働日数で、一般社員の4分の3以上である時は、被保険者として取り扱うべきとされています。休職期間中は、労働の実態がなく無給ですので、被保険者の資格喪失は可能です。

Q：資格喪失している期間は、健康保険については、配偶者の被扶養被保険者となれますか？

A：資格喪失証明書を配偶者の勤務する会社に提出し、被扶養者の届出をもらうことで被扶養被保険者の資格が取得できます。

Q：厚生年金はどうなりますか？

A：社会保険の喪失手続きをすれば、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格も喪失しますので、配偶者の会社で健康保険の被扶養被保険者の手続きと同時に、国民年金の第3号被保険者該当届の手続きをしてくれるでしょう。

## 太宰府天満宮の菊花展

大宰府天満宮の菊花展に立ち寄りしました。大輪の菊の花は見事で、ほのかな香りが一面に漂っていました。

端正込めて育てられた大輪の菊は、育てた方の想いも感じられて、魅力的でした。

また、この日は、七五三の家族連れも多く、晴れ着姿で飛び回る子らの姿に出会いました。



## あとかき

紅葉の秋、スポーツの秋、読書の秋、秋を愉しむ方法は、いろいろありますね。

我が家の秋は、「食欲の秋」です。

毎年、北海道の友人を介して届けてもらう秋鮭です。

雄1本と雌1本を、調理名人のYさんによって、立派に捌かれます。

我が家には綺麗な切り身と白子そして、卵が届けられます。

切り身は塩焼きや石狩鍋になり、白子は天ぷらに、卵はイクラの醤油漬けとなって食卓を賑やかにし、胃袋を満たしてくれます。

もう15年位続く、秋の一大イベントで、いろんな名人に助けられての食欲の秋です。



ドウダンツツジが色付いた



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>



## ストレスチェック制度

### Q&A

Q：平成27年12月より施行されたストレスチェック制度とは、どんな制度ですか？

A：労働者のストレスの状況について定期的にチェックし、その結果を本人に通知し、メンタルヘルス不調のリスクを未然に防止する制度です。

Q：具体的には、どんなことですか？

A：ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することでストレスの状況を調べる簡単な検査です。

Q：すべての事業所が実施しなければなりませんか？

A：労働者が50人以上の事業所では、毎年1回、この検査を全ての労働者(注1)に対して実施することが義務付けられました。

Q：事業所にとっては、どんなメリットがありますか？

A：労働者がストレスをためないように対処し、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接や助言をもらい、職場改善につなげることができます。

実施状況は、毎年1回労働基準監督署に報告する必要があります。

(注1)：契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は、義務の対象外です。

\*具体的な制度の導入準備や方法についての詳細などは、お気軽にお尋ね下さい。

## 公園のイルミネーション “ほっ”としたひととき

いよいよ年の暮れ。街中には、クリスマスソングが流れ、お店だけではなく、公園も色とりどりのイルミネーションに彩られ



ています。

鳥栖市の中央公園を訪れるとクリスマスイルミネーションが輝いていました。

早い時間から、家族連れや高校生など家族的な雰囲気にはやみませんでした。

博多駅前や博多の街の華やかさとはちょっと違って、ホッと出来る時間と空間を見出し、何だか楽しくなりました。

## あとかき

### “私の靴”で歩く楽しさ

最近、ちょっと歩くことが楽しくなっています。

6年前のことです。経験したことのない足の痛みで、歩くことが苦痛な日々が続き、悩んでいました。

そんな時、博多駅の地下街で「歩行改善士のいる足と靴と歩行の専門店」の看板が目に見え、飛び込んできました。

お店では、症状をしっかりと聞いてくれ、「免震中敷き」が標準装備された“私の靴”を差し出してくれました。

以来、私の足の悩みは解決。6年間「えこる」の靴以外は履くことはありません。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>